

平成25年12月  
林 野 庁

## 森林国営保険の今後の取扱いについて よくいただくご質問

## Q 1 現在、契約している森林国営保険契約はどうなるのですか？

現在契約いただいているご契約は、森林保険業務と併せて独立行政法人森林総合研究所に移管されます。独立行政法人森林総合研究所に移管した後も、現在契約いただいているご契約の補償内容に変更はございません。また、必要なお手続き等もございませんのでご安心ください。このため、引き続きご利用いただけますようお願い申し上げます。

## Q 2 今、森林国営保険に新たに加入することはできますか？

独立行政法人森林総合研究所に移管するまでは、これまでと同様に、森林国営保険にご加入いただくことができます。このため、引き続きご利用いただけますようお願い申し上げます。

## Q 3 いつ、独立行政法人森林総合研究所に移管するのですか？

独立行政法人森林総合研究所への移管は、必要な法律の成立等を前提として、平成27年4月を予定しています。

## Q 4 独立行政法人森林総合研究所に移管した後の森林保険制度はどのようなものになるのですか？

独立行政法人森林総合研究所に移管した後の森林保険制度においても、補償される内容や森林組合等の加入申込み受付窓口に変更はございません。移管した後も、森林保険のサービス水準の向上に努めてまいりたいと考えています。

## Q 5 なぜ、独立行政法人森林総合研究所に移管することになったのですか？

政府が取り組む行政改革の一環で、国の業務のスリム化等のため、現在、国が行っている森林保険の業務を、国以外の実施主体に移管することについて検討を重ねてきました。

森林保険は、被災後の森林所有者による再生林の促進による森林の多面的機能の発揮等公共上の見地から確実に政策として実施されることが必要です。一方、民間の主体にゆだねた場合には、森林の自然災害リスクの特性や収益性等の観点から必ずしも実施されないおそれがあります。さらに、東日本大震災以降、自然災害リスクへの懸念が高まっており、自然災害による森林・林業の損害把握の重要性が増しています。

このような中、林野庁所管の独立行政法人として、森林の自然災害に関する専門的知見を有し、また、森林保険業務を確実に移管し、実施することができる独立行政法人森林総合研究所に移管することとする閣議決定がされました。